

旭川医科大学スポーツ医科学研究委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学スポーツ医科学研究委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学スポーツ医科学研究委員会規程（平成26年旭医大達第32号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 <u>又は学長補佐 若干人</u> (削除) (2) 教育研究推進センター長 (3) リハビリテーション科長 (4) その他学長が必要と認めた者 2 前項 <u>第4号</u> の委員は、学長が委嘱する。 (任期) 第4条 前条第1項 <u>第4号</u> の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) <u>学長が指名する学長補佐</u> (3) 教育研究推進センター長 (4) リハビリテーション科長 (5) その他学長が必要と認めた者 2 前項 <u>第5号</u> の委員は、学長が委嘱する。 (任期) 第4条 前条第1項 <u>第5号</u> の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和3年9月24日から施行し、改正後の旭川医科大学スポーツ医科学研究委員会規程は、令和3年7月1日から適用する。

#### 【改正理由】

令和3年7月1日付の役員等変更に伴い、所要の改正を行うものである。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(略)